

---

## 第4章

---

### 表 示 関 係

---

## 第四章 表示関係

### (法五条三号の指定告示)

△原産国△

#### ○商品の原産国に関する不当な表示

(昭和四十八年十月十六日)  
〔公正取引委員会告示第三十四号〕

不當景品類及び不當表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第四条第三号の規定により、商品の原産国に関する不当な表示を次のように指定し、昭和四十九年五月一日から施行する。

商品の原産国に関する不当な表示

- 1 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
- 一 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するもの

するものの表示

二 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示

三 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示

2 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの

一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、

二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーや氏名、名称又は商標の表示

三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

#### 備考

- 1 この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国をいう。
- 2 商品の原産地が一般に国名よりも地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、その原産地を原産国とみなして、この告示を適用する。

## ○ 「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準について

### 表示」の運用基準について

(昭和四十八年十月十六日)  
事務局長通達第一二号)

公正取引委員会の決定に基づき、「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和四八年公正取引委員会告示第三十四号)の運用基準を次のとおり定めたので、これによられたい。

#### 「商品の原産国に関する不当な表示」の運用

##### 基準

- 一 告示第一項第一号及び第二項第一号の表示には、国名又は地名の略称又は通称、地域の名称、国 地図などの表示が含まれる。(例えば「U.S.A.」「イギリス」、「England」、「ヨーロッパ」など)
- 二 外国の国名又は地名を含むが、日本の事業者の名称であることが明らかな表示は、告示第一項第一号の表示に該当しない(例えば、「○○屋」など「○○は外国の国名又は地名」)。

三 外国の国名、地名又は事業者の名称等を含むが、商品の普通名称であつて、原産国が外国であることを示すものでないことが明らかな表示は、告示第一項第一号又は第二号の表示に該当しない(例えは、和文による「フランスパン」「ロシアケーキ」「ボストンバッグ」「ホンコンシャツ」などの表示)。

四 告示第一項第二号及び第一項第二号の「……国の事業者」とは、その国に本店を有する事業者をいう(例えは、日本に本店を有する事業者は、いわゆる外資系の会社であつても、告示第一項第二号の「外国の事業者」に含まれない)。

五 告示第一項第一号及び第一号並びに第一項第一号及び第二号の表示は、和文によるか、外国の文字によるかを問わない。

六 次のような表示は、告示第一項第三号の表示に該当しない。

- (一) 外国の文字で表示(ローマ字綴りによる場合を含む)された国内の事業者の名称又は商標であつて、国内で生産された商品(以下「国産品」という。)に表示されるものであることを一般消費者が明らかに認識していると認められるものの表示
- (二) 法令の規定により、一般消費者に対する表示として、日本語に代えて用いることができるものとされ

やじる表示(例へば「ALL WOOL」「STAINLESS

STEEL」など)

(二) 一般的の商慣習により、一般消費者に対する表示として、日本語に代えて用いられているため、日本語

と同様に理解されている表示(例えば、「size」、「price」など)

(四) 外国の文字が表示されているが、それが模様、飾りなどとして用いられており、商品の原産国が外国であることを示すものでないことが明らかな表示(例えば、手下げ袋の模様として英文雑誌の切抜を用いたもの)

七

告示第一項各号の表示であつても、次のような方法で国産品である旨が明示されている場合は、本運用基準第八項の場合を除き、告示第一項の不当な表示に該当しない。

(一) 「国産」、「日本製」などと明示すること。

(二) 「○○株式会社製造」、「製造者○○株式会社」などと明示すること。

(三) 事業者の名称が外国の文字で表示されている場合(ローマ字綴りによる場合を含む。)は、日本の国内の地名を冠した工場名を(地名を冠していない工場名の場合は、その所在地名を附記して)これを併記して明示すること。

四 日立(よしのじ)、「Made in Japan」と表示する

ハ)と。

八 告示第一項各号の表示がされている場合であつて、前項の表示をしても、なお、その商品の原産国がいざれであるかが紛わしいときには、これらの表示とともに、外国の国名等とその商品との関係を和文で明示しなければ、告示第一項の不当な表示に該当するおそれがある。

注 例へば、「Fabric, made in England」、「Material, imported from France」又は単に「Italy/Japan」などと表示される場合、「日本製、生地は英国

製」、「原材料をフランスから輸入し、○○株式会社△△工場で製造」、「イタリヤのデザインにより、○○株式会社で縫製」などと表示すればよい。

九 本運用基準第七項及び前項による原産国を明らかにするための表示は、次のように行うものとする。

(一) 原則として、告示第一項各号又は第二項各号の表示がされている表示媒体に明示する。

(二) 告示第一項各号又は第二項各号の表示が、商品、容器、包装又はこれらに添付した物(ラベル、タグなど)にされている場合は、目立つようにして行うならば、これらのうち、いずれの物に表示してもよい。

- 
- 十 次のような行為は、告示備考第一項の「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」に含まれない。
- (一) 商品にラベルを付け、その他標示を施すこと。
  - (二) 商品を容器に詰め、又は包装すること。
  - (三) 商品を単に詰合せ、又は組合せること。
  - (四) 簡単な部品の組立すること。
- 十一 本告示の運用に關し、必要がある場合は、品目又は業種ごとに細則を定める。
-

○ 「商品の原産国に関する不當な表示」の原産国の定義に関する運用細則

（昭和四十八年十二月五日）  
事務局長通達第一四号

改正 昭和五二年一二月一六日事務局長通達第二〇号  
昭和五六六年六月二九日事務局長通達第三号

「商品の原産国に関する不當な表示」（昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号）の運用基準第十一項に基づき、同告示備考第一項に定める原産国の定義に関する運用細則を左記のとおり定める。

## 記

「商品の原産国に関する不當な表示」の原産国

の定義に関する運用細則

次の表の上欄に掲げる品目についての告示備考第一項の「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」は、それぞれ、当該下欄に掲げる行為とする。

品目	實質的な変更をもたらす行為			
衣料品	食料品			
織物	米菓	清涼飲料 (果汁飲料 を含む。)	紅茶	綠茶
色。(注)「小幅着尺又は羽尺地」には、小幅着尺及び羽尺地にあつては製織及び染物のうち、小幅着尺又は羽尺地にあつては製織及び染	染色しないもの及び製織前に染色するものにあつては製織。製織後染色するものにあつては染色。ただし、製織後染色する和服用絹織物のうち、小幅着尺又は羽尺地にあつては製織及び染	煎燒又は揚	原液又は濃縮果汁を希釈して製造したものにあつては希釀	荒茶の製造

ソックスタイプ クス	手 帽 等) 袋 子	婦人子供服 ワイシャツ	寝 下 着 着	エンドロイ ダリーレー	地が連続したもの、小幅度又は羽尺地がそれぞれ二以上連続したものその他小幅度又は羽尺地より丈の長いものであつてこれらと同様の用に供せられるものを含む。
縫製	刺しゅう				

身のまわり品	腕時計	かわ靴
ムーブメントの組立。ただし、側又はバンドが重要な構成要素となつてゐる高級腕時計及び防水などの特殊な腕時計にあつては、ムーブメントの組立及び側又はバンドの製造。	ムーブメントの組立。ただし、書の腕時計において、ムーブメントの組立が行われた国と側又はバンドの製造が行なわれた国とが異なるときは、原産国は、二国となる。	甲皮と底皮を接着、縫製その他の方法により結合すること。

- 一 「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する運用細則  
 二 「カシミヤ」、「ジャージー」、「ヴィード」  
 二 例えれば、国産品についての次に掲げるような表示は、不當な表示に該当する。

○ 「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する運用細則  
 (昭和四十八年十二月五日)  
 事務局長通達第一五号  
 「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号)の運用基準第十一項に基づき、衣料品の表示に関する運用細則を左記のとおり定める。

## 記

## 「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品



(一) 告示第一項第一号関係

## 三 前項各号に掲げるような表示であつても、例えば、

次のような方法で国産品である旨が明示されているものは、告示第一項の不当な表示に該当しない。

(-) 告示第一項第一号関係

(二) 告示第一項第三号関係

○  
ピエール  
カルダン  
山本屋

○  
Future

TOKYO  
YAMAMOTOYA

(2)

○  
Future

HIGH FASHION

(3)

○  
★★Jean of Jeans★★

**DOXON**

GUARANTEED

This garment is popular the young to enjoy in the present day.

山本屋

(1)

○  
Pierre  
Cardin

この製品は、ピエールカルダンのデザインにより日本で製造したもの。

(2)

○  
Pierre  
Cardin

製造 株山本屋

(二) 告示第一項第二号関係

(3)

○  
HANDSOME

デザイン 英国  
製造 株山本屋

(1)

○  
SHIRT

NEW YORK

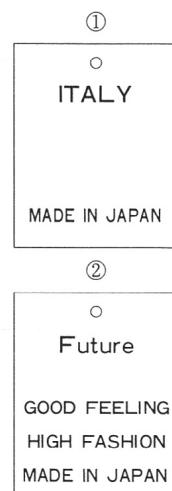
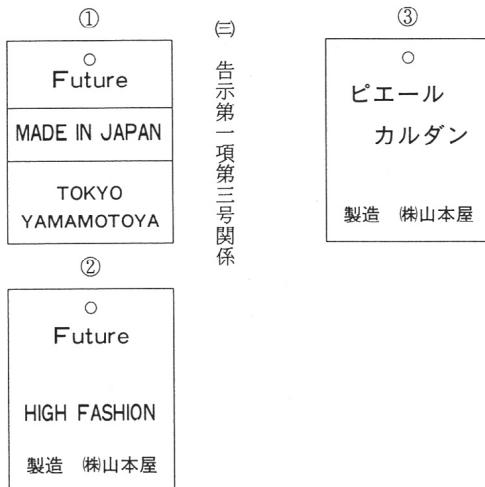
デザイン 米国  
製造 日本

(2)

○  
ニューヨーク  
SOCKS

この製品は、米国W社のデザインにより株山本屋が製造しました。

- (注一) 本項(三)の①の「MADE IN JAPAN」の文字の表示は、背景の色と対照的な色で目立つようになければならない。
- 四 国産品について、例えば、次のような方法で「MADE IN JAPAN」と表示した場合は、当該商品が国産品であることを一般消費者が判別することが困難であると認められるので、不当な表示に該当する。



## ○原産国表示に関する問合せについて（回答）

（昭和四十九年十月三日）  
（公大取第八〇二号）

公正取引委員会事務局大阪地方事務所長から  
大阪百貨店協会宛

（原文横書き）

昭和四十九年七月八日付をもつて照会のあつた標記の件（別添）について次のとおり回答します。

### 質疑事項一について

国内の事業者の名称又は商標が「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準（昭和四八年公正取引委員会事務局長通達第一二号。以下「運用基準」という。）第六項第一号の表示に該当するか否かは「国内で生産された商品（以下「国産品」という。）に表示されるものであることを一般消費者が明らかに認識しているものと認められるものの表示品であるか否かによるものであつて、その商標が登録されているか否かによるものではない。

### 同二について

#### 詰合せ商品について

運用基準第一〇項第三号は、二以上の商品を詰合せること

ることは「実質的な変更をもたらす行為」に含まれないことを示したものであるから、詰合せ前の状態における運

ける商品の原産国、すなわち、その容器に詰合わされた個々の商品の原産国となる。したがつて、詰合わされている個々の商品の原産国が同一であるときは、その詰合せ商品の原産国は一国となるが、個々の商品の原産国が同一でないときは、それは二国以上となる。この場合における原産国の表示は、詰合わされている個々の商品の原産国が同一であるときは、単品の商品の場合と同様に取扱われ、詰合わされている個々の商品の原産国が異なるときは、個々の商品について原産国の明示が必要となり、詰合わせ容器の見易い位置等にこれをしなければならないこととなる。

### 組合わせ商品について

基本的には詰合せ商品と同様に考えられるが、設例の(2)のイの例のように、主たる取引対象となつている商品（座ぶとんカバー）と通常一つの取引単位としてなりたち得ず、主たる商品の付属物にすぎない商品（クッション材）とを組合わせた商品については、主たる取引対象となつている商品（座ぶとんカバー）の原産国をもつて、当該商品の原産国として取り扱つてさしつかえない。(2)のロの時計と額皿を組合わせた商品についても考え方は上記に同じである。

### 同三について

#### 食料品

緑茶及び紅茶については、「原産国の定義に関する運

用細則（昭和四八年公正取引委員会事務局長通達第一四号）に規定するところ、「荒茶の製造」が緑茶又は

紅茶の「実質的な変更をもたらす行為」であり、この行為が行われた国が緑茶又は紅茶の原産国である。イ

ンスタントコーヒーについては、コーヒー豆の粉碎、抽出濃縮後の乾燥が行われた国が原産国となるが、その後、混合された場合には、混合が行われた国が原産国となる。なお、コーヒーについては検討中である。

(2) 海産物

海産物であっても冷凍食品であれば、「冷凍」行為が冷凍食品についての「実質的な変更をもたらす行為」である。

(3) 身のまわり品

ベルトについての「実質的な変更をもたらす行為」は、通常の場合は、ベルトの皮部分を完成させることとなるが、バックルがそのベルトの重要な構成要素となつている場合には、皮部分を完成させた国の二国となる。

(4) 雑貨

① ゴルフクラブの原産国は組立国である。  
② スキー木部に金具が取り付けられている場合のそれは、木部の原産国と金具の原産国との二国になる。  
③ 玩具の組立については、その玩具がどのような玩具であるかによるが、一般消費者が容易に組立てら

れるような簡単な組立ては、「実質的な変更をもたらす行為」とはいえない。

④ 家具の原産国については、次のように考えられる。

ア 外国A国で完成された家具を輸送上の都合により、A国で解体して輸入し、国内で組立てた場合は、A国産とする。

イ 国産のボルト、ナット等を使用する簡単な組立てであつて、ボルト、ナット等以外の部分品の全部がA国産である家具は、A国産とする。

ウ 外国A国との部分品を使用するが、国産の部分品を組合せて国内で完成した家具（イの場合を除く。）は国産とする。

⑤ ルームエアーコンディショナーのノックダウンは、「実質的な変更をもたらす行為」である。

⑥ 設例(6)及び(7)の例については、商品の機能、特徴等又は生産工程が個々の商品によつて異なるため、一般的にはいえない。

同四について

設問一の例については、貴見のとおり表示してもさしつかえない。同二については、「商品の原産国に関する不当な表示」第二項各号の表示がされている輸入品についての原産国の明示方法は、「西ドイツ製」「原産国西ドイツ」等と明りよう表示しなければならない。

この表示にかえて、輸入業者名、原産国の単なる国旗  
又は国名の表示を用いることはできない。

#### 別添

##### 原産国表示に関する質疑事項

##### 一 事務局長通達第一二号第六項第一号関係

この場合、外国の文字で表示された国内の事業者の  
名称又は商標とは、登録商標（商号商標を含む）と解  
釈してよいのですか。

又、登録商標であれば、オリジナル商品グループの  
商標であつてもよいのですか。

例 表のみ 表のみ  
Hi—land Hi—land  
ハイランド

表 裏  
Hi—land 高 TAKASHIMAYA  
ハイランド

- 二 第一〇項第二号第三号関係
- (1) 複数国の商品を容器につめ、又は包装し、及び複数  
国の中の商品を単に詰合せ、又は組合せしたとき  
個々の商品に原産国の表示があれば、詰合せ商品  
又は組合せ商品全体の表示は不要ですか。
- (2) 個々の商品に原産国の表示がなければ、詰合せ商  
品又は組合せ商品全体の表示はどのようにすればよ  
いのですか。

##### (1)(2)の例

##### (2)の例

(1) 台湾バナマの座ぶとん（カバーは台湾産、中の  
クッション材は国産）

(2) 輸入品の時計の機械（完成品）と国産の額皿を  
組合した壁掛け時計

##### 三 事務局長通達第一二号第一〇項、同通達第一四号

「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」  
についての関係事項

下記の行為は実質的な変更をもたらす行為となりま  
すか。

##### 1 食料品

- (1) 緑茶、紅茶、コーヒーなどのブレンド  
(2) 海産物を冷凍し包装する

##### 2 身のまわり品

- ベルト皮に金具の取付け  
3 雑貨
- (1) ゴルフクラブのシャフトとヘッドの接合
  - (2) スキー木部へ金具（スキー靴を締める金具）の取付け
  - (3) 玩具の組立て（たとえば、輸入大型玩具の組立て）
  - (4) 家具の組立て（一般消費者が組立てる事が容易なものと困難なものを区分して考えられる。）
  - (5) ルームエヤーコンディショナーのノックダウン（例として、GE社ルームエヤーコンディショナーレは完成部品を米国より輸入し、国内で組立てている。この場合、国内製のコードなどを使用しているとすれば更にどうなるか。）
- 4
- 1 輸入服地の「はぎれ」の個々の商品の原産国を認めることが困難であれば、不当景品類及び不当表示防止法第二条の表示の定義のピラ、パンフレット等による広告の対象として、「輸入服地はぎれ」とビラで表示してもよいのですか。
  - (6) 陶器、漆器の上絵付け、部分的色付け
  - (7) 金属製食事用、食卓用、台所用器具の圧延加工、仕上加工（磨き、メッキ、塗装）
  - その他

2 輸入業者名（商品商標）及び原産国の国旗並びに国名が表示されているものは適正ですか。（見本貼付）



## ○緑茶の原産国表示の適正化について（要望）

（昭和五十年八月二十七日）  
（公取指第五一八号）

公正取引委員会事務局取引部長から社団法人日本茶業中央会、全日本商工業組合連合会、日本緑茶輸入協会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会宛

（原文横書き）

周知のとおり、景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の告示（昭和四十八年十月十六日公取引委員会告示第三十四号）が昭和四十九年五月一日から施行され、外国産茶を国産茶とみせかける表示はもちらんのこと、国産茶に外国産茶を混入した緑茶について、外国産茶が混入されている旨を表示しないこと等によりその全量が国産茶であるとみせかける表示も、不适当として禁止されているが、これらの規定が十分遵守されておらず、国会でもこの問題が取り上げられていく。

ついては、上記の違反行為が行われることのないようすみやかに本要望の趣旨を貴団体の傘下事業者に対し、周知徹底させる等所要の措置をとり、これについて文書で報告されたい。

なお、緑茶の原産国表示に関する景品表示法の運用解釈は、次のようになつてゐるので銘記されたい。

(1) 緑茶の原産国は、再製加工がいずれの国で行われたかにかかわらず、荒茶の製造を行われた国とされる（昭和四十八年十二月五日公正取引委員会事務局長通達第一四号「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則）。これにより、国産茶に外国産茶をブレンドした緑茶の原産国は、日本及び当該外国となる（別表参照）。

(2) 緑茶の原産国についての不当な表示については告示に定めるとおりであるが、小売業者が外国産茶であることを知りながら、販売の際、原産国を明示しないで国産茶とならべて陳列することも不当な表示となる。

(3) 緑茶の原産国について誤認されるおそれのある表示がされていても、当該緑茶の原産国を明瞭に表示すれば不当な表示にならない。原産国が二国以上の緑茶についての原産国表示の方法については、配合量の多い順に表示することとするほか、別表に掲げる表現でもよいこととする。

(4)

輸入業者又は問屋が荒茶又は仕上茶について告示に定める不当な表示をしたり、輸入茶を国产茶に見せかけるために原産国を表示しないで問屋又は小売業者に卸売したために、買い受けた問屋又は小売業者が一般消費者に対して不当な表示を行つた場合は、卸売した輸入業者又は問屋が違反行為主体として規制されることがある。

(5) 小売業者が緑茶を問屋等からバラで買い受けて個別包装する場合において、個別包装用の容器包装自体に原産国表示を印刷することが困難な場合は、容器包装の表示に代えてその商品を販売する際に間に添えたプライスカード等に明瞭かつ容易に識別できるように表示することにしてもさしつかえない。

別表

4 イ ン ド :	3 台 湾 日 本	2 台 湾 日 本	1 台 湾 日 本 同 上	荒茶の製 造国(地) 国(地) (地) 原産国 表現方法(例示)
ケニヤ 台 湾 本	台 湾 日 本	台 湾 日 本	台 湾 日 本 同 上	「原產地 台灣」
日本		日本	台湾 同上	
ケニヤ 台 湾 本	台 湾 日 本	台湾 日本	台湾 日本 同上	①日本茶五一%以上、台湾茶四九%以下のとき 「原產國 (地) 日本、台灣」
「原產國 (地) 日本、台灣、 ケニヤ他」	配合率の多い順に二 国(地)名を表示し、 残りは「他」と記す。 「原產國 (地) 日本、台灣、 ケニヤ他」	台湾 日本	台湾 日本 同上	②日本茶四九%以下、台湾茶五一%以上的とき 「原產地 (國) 台灣、日本」

## ○腕時計に関する原産国の定義について（回答）

（昭和四十九年三月十三日）  
（公取指第一八三号）

公正取引委員会事務局取引部景品表示指導課長から日本時計協会及び社団法人日本時計輸入協会宛

（原文横書き）

〔回答〕

昭和四十八年十二月十八日付をもつて照会（別添）があつた標記の件については、貴見のとおり会員を指導して差支えありません。

〔照会〕

「商品の原産国に関する不当な表示」の原産

国の定義に関する運用細則について

上記については、去る十二月五日事務局長通達第一四号にて発表され、この中で腕時計についての「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」を「側又はバンドが重要な構成要素となつていて高級腕時計及び防水などの特殊な腕時計にあつては、ムーブメントの組立及び側又はバンドの製造。」と規定されています。そして、

当時計業界の通念として、「側又はバンドが重要な構成要素となつていて高級腕時計」とは、側又はバンドの素材が金又はプラチナ等の貴金属類又は宝石を用いたものであつて、腕時計の小売価格が十万円以上のものとされています。また、「防水などの特殊な腕時計」については、通常水中作業者が使用するような十気圧（水深百m相当）以上の特殊な防水腕時計などを意味するものと解されております。

## ○回線切換器の原産国表示について

(原文横書き)

公正取引委員会は、事業者等に係る事前相談に基づく  
ブラックボックス・ネットワークサービス株式会社から  
の相談の申出について、平成一五年一二月一日、下記の  
とおり回答を行つた。

### 記

#### 一 本件相談に係る行為

中国で組み立てられた後に米国に発送され、その後、  
日本に輸入された「インターネット／イーサネット回  
線用手動切換えスイッチ」と称する回線切換器（一本  
のインターネット回線に複数のパソコンを接続する場  
合、常時接続による外部からの侵入を回避するため、  
使用しないパソコンとの回線を切断するための機器）  
について、データ信号通過対応速度を向上させるため、  
分解し、再度組立てを行う。また、部品の一部を高性  
能のものと交換することもある。

当該製品については、中国原産、日本最終組立てと  
みなされるため、当該製品の筐体（箱）及び梱包材に  
「Origin : China」、「Assemble : Japan」という内容を

並列に記載したい。これは、景品表示法上問題がない  
か。

本件機器は、複数パソコンを所有している場合に必  
要となることから、本製品の購入先のほとんどが法人  
であり、一割強が一般消費者である。

#### 二 相談に対する考え方

本件は、製造工程が複数国にまたがる製品について  
の原産国表示についての相談であり、「商品の原産国  
に関する不当な表示」（昭和四八年公正取引委員会告  
示第三四号）に基づき判断する。

相談の製品は、中国で組み立てられた後、米国を経  
由して、日本に輸入されたものを分解し、再度組立て  
を行うものであるが、分解、再組立てはデータ信号通  
過対応速度を向上させるためのものであり、当該商品  
の本来の機能に実質的に変更を加えるものではないと  
考えられることから、当該製品の原産国は、中国であ  
ると考えられる。

したがつて、中国で生産された本製品について、中  
国で生産されたものであることを一般消費者が判別す  
ることが困難であると認められる表示を行う場合に  
は、前記告示に該当するおそれがある。

しかし、本件相談においては、当該製品の筐体（箱）  
及び梱包材に「Origin : China」、「Assemble : Japan」

という内容を並列に記載することとしている。当該表記は、英文であるものの、原産国が明示されており、また、本件機器の購入者の特性も踏まえると、直ちに、当該製品について、中国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であるとは認められないものと考えられる。

### 三 結論

相談の表示は、直ちに、当該製品について、中国で生産されたものであることを一般消費者が判別する」とが困難であるとは認められないものと考えられる。

## ○鈎糸の原産国表示について

(原文横書き)

公正取引委員会は、事業者等の活動に係る事前相談に基づく株式会社クレハからの相談の申出について、平成二〇年五月二七日、下記のとおり回答を行つた。

### 記

#### 一 本件相談の概要

日本で原料の樹脂を溶融し、糸状に成形した鈎糸の原糸を中国で小巻にし、包装・箱詰めして日本で販売することを予定している(参考参照)。

中国における小巻作業、包装・箱詰め作業の前後で当該鈎糸の品質、性能に変化は生じず、これらの作業が実質的な変更をもたらす行為とはいえないでの、当該製品の包装容器に「MADE IN JAPAN」の表示をすることは景品表示法上問題ないと考えるがどうか。

△参考▽本件製品の製造方法

#### 【日本国内で行う工程】

- ① ペレット化工程（原料の樹脂を溶融して、粒状（以下「ペレット」という。）に成形する。：
- 原料の均質化のための準備工程）
- ② 紡糸工程（ペレットを再度溶融し、押出機に

より微細な穴から射出し、糸状に成型する。)  
延伸工程（ローラーにより、所定の太さになるよう糸を引き伸ばす。）

- (④) 後加工工程（柔軟化やコーティングを行う。）  
(⑤) 卷取り工程（糸をボビンに巻き取る。一ボビン当たり一、八〇〇～一二、〇〇〇m）

#### 〔中国で行う工程〕

- (⑥) 小巻工程（ボビンに巻かれた原糸をボビンから外し、手作業により、スプール（巻き筒）に巻き取りながら、所定の長さに切断する。一ス

ブル当り五〇～三〇〇m）

- ⑦) 包装工程（⑥のスプールを包装箱に詰めて、最終製品化する。）

#### 二 相談に対する考え方

本件は、最終製品に至る工程が二か国にまたがる製品の原産国表示についての相談であり、景品表示法第四条第一項第三号に基づいて規定された「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和四八年公正取引委員会告示第三四号。以下「原産国告示」という。）に基づき判断する。

は、化学樹脂を主成分とする鈎糸であるので、原料の樹脂を溶融し、鈎糸の形状に成形する生産工程が実質的な変更をもたらす行為と考えられ、日本が原産国であると考えられる。

なお、中国における小巻作業、包装・箱詰め作業の前後で、当該鈎糸の品質・性能に変化が生じないということであるから、中国におけるこれらの作業は、本製品について実質的な変更をもたらす行為とはいえない。

三 結論

本件製品の原産国は日本であり、当該製品の包装容器に「MADE IN JAPAN」と表示すること自体は直ちに景品表示法上問題となるものではない。

なお、本回答に際しての判断の基礎となつた事実に変更が生じた場合、その他本回答を維持することが適当ではないと認められる場合には、文書により本回答の全部又は一部を撤回することがある。この場合は、このような撤回をした後でなければ、本件相談の対象とされた行為について、法的措置を探ることはないとされる。

原産国告示においては、商品の原産国について、「その内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう。」とされているところ、本件製品について

## ○つむぎの表示の適正化について

### 「大島紬」(要望)

(昭和五十年一月三十一日)  
公取指第六五号

公正取引委員会事務局取引部長からつむぎ  
製織業者、輸入卸売業者及び小売業者の各  
団体宛

(原文横書き)

景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の告示（昭和四十八年十月十六日公正取引委員会告示第三十四号）が、昨年五月一日から施行されているが、つむぎについては、原産国等の表示の混乱は、まだ、十分是正されておらず、国会でもこの問題がしばしば取り上げられています。

このような表示の混乱を是正する一つの手段として、別添のとおり、小売業界などに事態の改善方を要望したが、つむぎ製織業界においても、一部の事業者が、輸入つむぎを国産品であるかのように見せかけるため原産国表示を取り去つたり、国産品と紛らわしい表示を付け加えたり、あるいはこのような行為に加担する例があると指摘されています。このような行為は景品表示法に違反

するものであり、まず、製織業者の段階で違法行為の絶滅に努めるべきであると考えます。

ついては、貴組合（協会、工業会）におかれでは、つむぎについて原産国に関する表示はもとより、その製法、国内における産地その他品質に関する表示を適正化し、消費者の信頼を確保することが国内におけるつむぎ産業の発展のため必要であることを認識され、不当な表示を防止し、さらに、表示の適正化を推進するため、景品表示法に基づく公正競争規約の設定などの適切な措置を講じられるよう要請します。

また、不当な表示のされた輸入つむぎの国内における流通を防止するため、国内の産地を示す証紙等の管理を厳重にし、その産地で製造されたことが確実でないつむぎにこの証紙等が用いられることのないようにする措置も早急に講じて下さい。

なお、つむぎの原産国表示に関する景品表示法の運用解釈は、次のようになつてゐるので注意して下さい。

- (1) つむぎの原産国は、製糸、染色がいずれの国で行われたかにかかわらず、製織の行われた国とされている。  
(昭和四十八年十二月五日公正取引委員会事務局長通達第一四号「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則)

## つむぎの表示の適正化について「大島紬」

2	1	No.
韓国製 大島紬	韓国製 紬	表 示 例
○	○	不當な表示 の成否

(2) 輸入つむぎに「本場」などの文言を付け、又は日本の産地名を付けた表示は、不當な表示になる。  
韓国産つむぎについての例示

韓国	韓国	日本	日本	製糸
日本	韓国	韓国	日本	染色
日本	日本	韓国	韓国	製織
日	日	韓	韓	製造工程
本	本	国	国	つむぎの原産国

例示

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
韓国製 釜山本場大島紬	韓国製 本場大島民芸小紋	韓国製 手織本場紬	韓国製 結城紬	韓国製 本場村山大島紬	韓国製 本場奄美大島紬	韓国製 本場大島紬	韓国製 村山大島紬	韓国製 奄美大島紬	韓国製 本場紬
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(注) 上記のNo.1、No.2の例においては、和文で「紬」、「大島紬」と表示しているので、「韓国製」と明示しないと不當な表示になる。

## 要望書を発送した製織業者団体名一覧

米沢絹人織織物製造改善工業組合
小千谷織物同業協同組合
塩沢織物工業協同組合
十日町織物工業協同組合
足利繊維協同組合
桐生内地織物協同組合
伊勢崎織物工業組合
館林織物連合協同組合
茨城県結城郡織物協同組合
茨城県本場結城紬織物工業協同組合
本場結城紬織物協同組合
秩父織物構造改善商工組合
八王子織物工業組合
村山織物協同組合
埼玉県絹人織織物工業組合
山梨県絹人織織物工業組合上野原支所
大月織物協同組合
長野県織物工業組合
西陣織工業組合
鹿児島県絹織物工業組合
鹿児島県織物工業協同組合
本場奄美大島紬協同組合

(昭和五十年一月三十一日)  
（公取指第六六一號）

公正取引委員会事務局取引部長

景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の告示（昭和四十八年十月十六日公正取引委員会告示第三十四号）が、昨年五月一日から施行されているが、つむぎについては原産国等の表示の混乱は、まだ、十分是正されておらず、国会でもこの問題がしばしば取り上げられています。

ついては、輸入商社、問屋が、自己の取扱う輸入つむぎに、自から、国産品と紛らわしい表示を施したり、国産品であるかのように見せかけるため原産国表示を取り去つたりすること、あるいは、これらの行為を取引先事業者などにさせることは、景品表示法に違反する行為であるので、かかる違法行為が行われることのないよう、貴団体の傘下事業者を指導されるようお願いします。

また、つむぎの表示に関する景品表示法の運用解釈は別添製織業界宛の要望書（注）のとおりですので、参照して下さい。

(昭和五十年一月三十一日)  
（公取指第六七一號）

公正取引委員会事務局取引部長

景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の告示（昭和四十八年十月十六日公正取引委員会告示第三十四号）が、昨年五月一日から施行されているが、つむぎについては、原産国等の表示の混乱は、まだ、十分是正されておらず、国会でもこの問題がしばしば取り上げられています。

ついては、小売業者が、自己の取扱う輸入つむぎに、自から、国産品と紛らわしい表示を施したり、国産品であるかのように見せかけるため原産国表示を取り去つたりすること、あるいは、これらの行為を仕入先などにさせることが景品表示法に違反するのは言うまでもないが、小売業者が原産国表示のない輸入つむぎについて、それが輸入つむぎであることを知りながら、販売の際、原産国を明示せずに国産のつむぎと並べて陳列することも、景品表示法違反行為となるので、貴団体におかれても、消費者がつむぎを購入する際、国産品と輸入品をはつきりと識別できるようにすること、また、その他の不當表示が行われることのないようになります。

また、つむぎの表示に関する景品表示法の運用解釈は、

別添製織業界宛の要望書（注）のとおりですのや、参照  
して下さい。

（注）〔一八一〕頁「むかしの表示の適正化について」を示  
す。

### 1 輸入業者

日本織維輸入組合

#### 卸売業者

日本織物中央卸商業組合連合会

日本織物産地元売組合連合会

全国織維製品地方卸商業組合連合会

### 2 小売業者

日本百貨店協会

日本チェーンストア協会

全国呉服専門店連合会

### 3

（昭和五十年一月三十一日）  
（公取指第六十八号）

公正取引委員会事務局取引部長

のむかしの表示、別添のとおりつむぎの織物業者の  
団体に要望したが、これらの団体に所属していない貴県  
下のつむぎ織物業者へ、別添要望書の趣旨を周知徹底さ  
れるようお願いします。

公取委から各都府県あて要望書送付先

京都府

福岡県

佐賀県

長崎県

熊本県

大分県

宮崎県

鹿児島県

山形県

新潟県

栃木県

群馬県

茨城県

埼玉県

東京都

山梨県

長野県

商工部

商工水産部

経済部

経済部

商工労働水産部

商工労働部

水産商工部

商工労働部

商工労働部

商工労働部

商工労働部

商工労働部

商工労働部

商工部

経済局商工部

商工労働部

商工部

しかし、上記のような表示は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第三号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和四八年公正取引委員会告示第三四号）第二項に該当し、かかる行為は同法第四条第三号の規定に違反するおそれのあるものである。

公正取引委員会が、つむぎの表示について調査したところ、貴組合の傘下事業者のなかに大韓民国で整織されたつむぎであるにもかかわらず、「別誂本場越後紬織」等と記載された証票類を反物に貼付し、あたかも当該商品の原産国が日本国であるかのように表示したもの、又は、「製織韓国」等と記載された原産国を示す証票類を貼付しているが、その文字が極めて小さく、一般消費者が当該商品の原産国を十分に判別することが困難な表示をしているものが認められた。

つむぎの表示について調査したところ、貴組合の傘下事業者のなかに大韓民国で整織されたつむぎであるにもかかわらず、「別誂本場越後紬織」等と記載された証票類を反物に貼付し、あたかも当該商品の原産国が日本国であるかのように表示したもの、又は、「製織韓国」等と記載された原産国を示す証票類を貼付しているが、その文字が極めて小さく、一般消費者が当該商品の原産国を十分に判別することが困難な表示をしているものが認められた。

（原文横書き）  
公正取引委員会が、つむぎの表示について調査したところ、貴組合の傘下事業者のなかに大韓民国で整織され

たつむぎであるにもかかわらず、「別誂本場越後紬織」等と記載された証票類を反物に貼付し、あたかも当該商品の原産国が日本国であるかのように表示したもの、又は、「製織韓国」等と記載された原産国を示す証票類を貼付

よつて、上記表示を行つていた事業者に対しては警告を行つたが、他の事業者のうちにも同様の表示を行つていた疑いがあるので、今後、このような表示を行ふことのないよう、先に貴組合あて送付した昭和五〇年一月三一日付け公取指第六五号要望書の趣旨を再度徹底し、貴組合の傘下事業者を十分指導されることを要望する。

（昭和五十一年一月十九日）  
（公取監 第五九号）

公正取引委員会事務局取引部長から十日町  
織物工業協同組合理事長宛

## △無果汁▽

### ○無果汁の清涼飲料水等について の表示

(昭和四十八年三月二十日)  
〔公正取引委員会告示第四号〕

不当景品類及び不当表示を次のよう指定し、昭和四百三十四号)第四条第三号の規定により、無果汁の清涼飲料水等についての表示を施行する。ただし、干冠による密栓をしたびん詰の清涼飲料水並びに紙による密栓をした乳飲料、はつ酵乳及び乳酸菌飲料については、同年十月十九日までの期間は、適用しない。

#### 無果汁の清涼飲料水等についての表示

- 1 原材料に果汁又は果肉が使用されていない清涼飲料水、乳飲料、はつ酵乳、乳酸菌飲料、粉末飲料、アイスクリーム類又は氷菓(以下「清涼飲料水等」とい、容器に入っているもの又は包装されているものに限る。)についての次の各号の一に該当する表示であつて、当該清涼飲料水等の原材料に果汁又は果肉が使用されていない旨が明瞭に記載されていないもの

一 当該清涼飲料水等の容器又は包装に記載されている果実の名称を用いた商品名等の表示

二 当該清涼飲料水等の容器又は包装に掲載されている果実の絵、写真又は図案の表示

三 当該清涼飲料水等又はその容器若しくは包装が、果汁、果皮又は果肉と同一又は類似の色、かおり又は味に着色、着香又は味付けがされている場合の表示

2

原材料に僅少な量の果汁又は果肉が使用されている清涼飲料水等についての前項各号の一に該当する表示であつて、当該清涼飲料水等の原材料に果汁若しくは果肉が使用されていない旨又は当該清涼飲料水等に使われていないもの

○「無果汁」の清涼飲料水等についての表示に関する運用基準について

(昭和四十八年五月九日)  
事務局長通達第六号)

変更  
平成三年七月二四日事務局長通達第八号  
平成三年二月五日事務局長通達第一六号

不当景品類及び不当表示防止法第四条第三号の規定に基づく「無果汁」の清涼飲料水等についての表示」(昭和四十八年三月二十日公正取引委員会告示第四号)に関する運用基準を左記のとおり定めたので、今後、この基準により適切に処理されたい。

記

「無果汁」の清涼飲料水等の表示に関する運用基準  
一 告示で対象とする「果実」は、日本標準商品分類による果実とする。  
二 「果汁」とは、果実を粉碎して搾汁、裏ごし等をし、皮、種子等を除去したものという。  
三 「商品名等」とは、商品名、説明文その他の文言をいう。  
四 「果実の名称を用いた商品名」には、「レモネード」等

「〇〇フルーツ」、「フルーツ〇〇」などと称する商品名を含む。

五 告示第一項の「果汁又は果肉が使用されていない旨」および告示第二項の「果汁若しくは果肉が使用されていない旨」又は……使用されている果汁若しくは果肉の割合は、次のように記載したものでなければ、「明瞭に記載されていないもの」として取り扱う。

六 告示第一項の「果汁又は果肉が使用されていない旨」

および告示第二項の「果汁若しくは果肉が使用されていない旨」又は……使用されている果汁若しくは果肉の割合は、次のように記載したものでなければ、「明瞭に記載されていないもの」として取り扱う。

(一) 商標または商品名の表示(二箇所以上に表示されている場合は、そのうちでもっとも目立つもの)と同一視野に入る場所に、背景の色と対照的な色で、かつ一四ポイントの活字以上の大きさの文字で見易いよう記載すること。ただし、技術的理由等により、「同一視野に入る場所」に記載することができない場合は、容器上で他の見易い場所に記載するものとする。同様の理由により、容器上に記載することができるものとするが、その場合の「無果汁」等

表示関係 「無果汁の清涼飲料水等についての表示」に関する運用基準について

一九〇

の記載の位置は、その中央部分とし、かつ、紙栓をした清涼飲料水等にあっては、フードにも「無果汁」等の記載をするものとする。

(二) 告示第一項各号の表示（告示第二項の清涼飲料水等についての表示を含む。）が、内容物、容器等と外箱等との両方にされている場合は、その両方に記載すること。

七

告示第一項第三号の表示は、果汁または果肉が使用されているかのような印象（告示第二項の清涼飲料水等の表示にあっては、果汁または果肉が相当量使用されているかのような印象）を与える次に例示するような表示をいう。

(一) 清涼飲料水等に、オレンジの果汁と同一または類似の着色がされ、かつ、オレンジと同一または類似のかおりまたは味がつけられているもの

(二) 氷菓に、いちごをつぶし牛乳を加えたものと同一または類似の着色がされ、かつ、いちごと同一または類似のかおりまたは味がつけられているもの

八 「僅少量」とは、果実飲料の日本農林規格の別表3に定める果実ごとの糖用屈折計示度（加えられた糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。）の基準又は同別表4に定める酸度（加えられた酸の酸度を除く。）の基準に対する割合（以下「糖用屈折計示度の基準に

対する割合」という。）で5%未満の量とする。水を加えて飲用に供する清涼飲料水等にあっては、標準の希釈倍数等により飲用に供する状態にした場合における糖用屈折計示度の基準に対する割合で5%未満の量とする。

九 果実飲料の日本農林規格に定める測定方法に基づく検査によって、果汁分が検出されない清涼飲料水等は、果汁が使用されていないものとして取り扱う。

十 果実飲料の日本農林規格に定める測定方法に基づく検査又は帳簿書類によつて、その糖用屈折計示度の基準に対する割合の数値を証明することができる場合に限り、「果汁若しくは果肉の割合」を百分率で記載する

ことができるものとする。

## △消費者信用▽

### ○消費者信用の融資費用に関する不当な表示

#### 不当な表示

(昭和五十五年四月十二日)  
公正取引委員会告示第十三号

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第四条第三号の規定により、消費者信用の融資費用に関する不当な表示を次のように指定し、昭和五十五年七月一日から施行する。

#### 消費者信用の融資費用に関する不当な表示

消費者信用の融資費用に関する次の各号の一に掲げる表示であつて、実質年率が明瞭に記載されていないもの(利息が年建てるによる率(アドオン方式によるものを除く。)で記載され、かつ、利息以外のすべての融資費用の内容及びその額又は率が明瞭に記載されている場合は、含まれない。)

- 一 アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 二 日歩、月利等年建てるによる利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 三 融資費用の額の表示

四 収済事例による融資費用の表示  
五 融資費用の一部についての年建てるによる率の表示

#### 備考

- 1 この告示で「消費者信用」とは、事業者が一般消費者に対し行う金銭の貸付け及び商品の販売又は役務の提供に係る代金支払の繰延べの許容により供与される信用をいう。
- 2 この告示で「融資費用」とは、利息、手数料、信用調査費、集金費、保証料、保険料その他何らの名義をもつてするを問わず、信用供与に際し、一般消費者から受ける金銭のすべてをいう。ただし、登記手数料、印紙代その他法令の規定に基づくもの及び担保物件に係る火災保険料を除く。
- 3 この告示で「実質年率」とは、実際に利用可能な融資金又は未払金の額に期間数を乗じて得た額を合計した額に対する融資費用の総額の割合を年を単位として表わしたものをいう。
- 4 この告示は、消費者信用の融資費用に関する法令等に特別の定めがある場合において、その法令等に基づいて行う表示については、適用しない。

## ○「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準

(昭和五十五年六月九日)  
事務局長通達第八号

公正取引委員会事務局長から各地方事務所長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事宛

公正取引委員会の決定に基づき、「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」(昭和五十五年公正取引委員会告示第十三号)の運用基準を次のとおり定めたので、これによられたい。

### 「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準

- 1 この告示の適用を受けるものは、消費者信用の表示を行う事業者であり、金融機関、貸金業者、割賦販売業者、ローン提携販売業者、割賦購入あつせん業者等を含む。
- 2 「実質年率」の表示方法について
  - (1) 実質年率は、少なくとも〇・一ペーセントの単位

まで示すものとし、告示各号の表示に併記する場合は、その表示と同等以上の大きさの文字を用いるものとする。

(2) 実質年率が個々の取引により異なる場合にあつては、通常行われる取引における最も高い実質年率及びその実質年率が適用される融資金の額、融資期間等の条件又は実質年率の範囲を表示するものとする。

(例えは、「実質年率通常〇〇パーセント(〇万円、〇年間融資の場合)以内」、「実質年率〇〇パーセントから〇〇パーセントまで」等)

### 「記載されている年建ての利息」について

#### (1)

記載されている年建ての利息は、少なくとも〇・一ペーセントの単位まで示されたものであつて、融資費用に関する表示と同等以上の大きさの文字を用いたものをいう。

#### (2)

記載されている年建ての利息は、次のように表示されたものをいう。(例えは、「年利〇〇パーセント」、「年利〇〇パーセント」、「年率〇〇パーセント」)

#### (3)

記載された年建ての利息は、個々の取引により異なる場合にあつては、その旨が表示されるるものをいう。(例えは、「年利〇〇パーセント(融資金〇万円、融資期間〇年の場合)」、「年率〇〇パーセント」)

Ti	F	R	5 「実質年率」について	6 前回の返済の日の前日における融資金の未払残高から、前回の返済額のうち融資金への充当分を減じた額。ただし、U <sub>i</sub> 、信用供与時の融資金の額であるが信用供与時に融資費用の一部又は全部を徴収するものにあつては、実際に交付することとなる融資金の額
	n		融資金について、実質年率の算式を示せば、次のとおりである。	告示備考第四項に該当するものを例示すれば、次のとおりである。
		$R = \frac{F}{\sum_{i=1}^n U_i \cdot T_i}$	(1) 質屋営業法に基づいて行う表示	(1) 質屋営業法に基づいて行う表示
		ただし、R・F・n・Ti及びU <sub>i</sub> は、それぞれ次の値を表わすものとする。	(2) 国、特別の法律による特別の設立行為をもつて設立される法人（例えば、○○公庫、○○公団、日本労働者住宅協会等）地方住宅供給公社等が行う表示	(2) 国、特別の法律による特別の設立行為をもつて設立される法人（例えば、○○公庫、○○公団、日本労働者住宅協会等）地方住宅供給公社等が行う表示

F 融資費用の総額  
n 融資金の完済するまでの返済回数  
Ti 融資金の前回の返済の日から今回の返済の日

5 「実質年率」について

融資金について、実質年率の算式を示せば、次のとおりである。

$$R = \frac{F}{\sum_{i=1}^n U_i \cdot T_i}$$

ただし、R・F・n・Ti及びU<sub>i</sub>は、それぞれ次の値を表わすものとする。

R 実質年率

F 融資費用の総額

n 融資金の完済するまでの返済回数

Ti 融資金の前回の返済の日から今回の返済の日

4 「融資費用の内容及びその額又は率が明瞭に記載されている場合」について

融資費用の内容及びその額又は率が明瞭に記載されている場合とは、利息以外のすべての融資費用について、内容（手数料、信用調査費、保証料等）と、その額又は率が明瞭に記載されている場合をいう。金額でなく率で記載する場合は、年建てによる率（アドオン方式によるものを除く。）で記載されているものをいう。

の前日までの期間（年を単位として表わすものとする。以下同じ。）ただし、T<sub>i</sub>は、信用供与を受けた日から第一回の返済の日の前日までの期間

## △おとり広告▽

### ○おとり広告に関する表示

(平成五年四月二十八日)  
 (公正取引委員会告示第十七号)

制定 昭和五七年六月一〇日公正取引委員会告示第一三号  
 全部変更 平成五年四月二八日公正取引委員会告示第一七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第三号の規定に基づき、おとり広告に関する表示（昭和五十七年公正取引委員会告示第十三号）の全部を次のように変更し、平成五年五月十五日から施行する。

#### おとり広告に関する表示

一般消費者に商品を販売し、又は役務を提供することを業とする者が、自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を除く。）に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

- 一 取引の申出に係る商品又は役務について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその商品又は役務についての表示
- 二 取引の申出に係る商品又は役務の供給量が著しく

限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品又は役務についての表示

三 取引の申出に係る商品又は役務の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品又は役務についての表示

四 取引の申出に係る商品又は役務について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその商品又は役務についての表示

---

## ○「おとり広告に関する表示」等の運用基準

(平成五年四月二十八日)  
事務局長通達第六号

変更

平成二年六月三〇日事務総長通達第八号  
平成二八年四月一日消費者庁長官決定

「おとり広告に関する表示」(平成五年公正取引委員会告示第十七号)等の運用基準を次のとおり定めたので、これによられたい。

なお、「おとり広告に関する表示」の運用基準(昭和五十七年六月十日事務局長通達第三号)は「おとり広告に関する表示」(平成五年公正取引委員会告示第十七号)の施行日をもつて廃止する。

「おとり広告に関する表示」等の運用基準

### 第1 おとり広告規制の趣旨及び運用に当たつての留意事項

事項

- 1 「おとり広告に関する表示」(平成五年公正取引委員会告示第十七号。以下「告示」という。)は、広告、ビラ等における取引の申出に係る商品又は役務(以下「広告商品等」という。)が実際には申出どおり購入することができないものであるにもかかわらず、

一般消費者がこれを購入できると誤認するおそれがある表示を、不當に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがある不当な表示として規制するものである。

事業者は、広告、ビラ等において広く消費者に対し取引の申出をした広告商品等については、消費者の需要に自らの申出どおり対応することが必要であり、また、何らかの事情により取引に応じることについて制約がある場合には、広告、ビラ等においてその旨を明瞭に表示することが必要である。

### 2 告示の運用に当たつては、以下の点に留意されたい。

- ① 広告、ビラ等において、通常よりも廉価で取引する旨の記載を伴う商品又は役務についての表示であって、告示各号の規定に該当するものに重点を置くこととする。
- ② 違反行為の未然防止を図るため告示の普及・啓発に努めるとともに、違反事件については、引き続き、厳正かつ迅速に対処することとする。
- ③ 関係業界において、公正競争規約等が設定されている場合には、その定めるところを參照するものとする。

一般消費者が商品又は役務の品質等の内容、価格

等の取引条件について誤認する表示については、それぞれ「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第五条第一号、第二号により規制されているところである。通常よりも廉価で取引する旨の記載を伴う商品又は役務についての表示については、景品表示法第五条第一号及び第二号の問題も生じがちであることにかんがみ、景品表示法第五条第一号、第二号の問題となる典型的な表示を例示として第3に掲げたところであり、これらを含めた景品表示法違反行為の未然防止及び違反事件の処理の適正を期されたい。

## 第2 「おとり広告に関する表示」の運用基準

1—(1) 告示第一号の「取引を行ふための準備がなされていない場合」について

広告商品等について「取引を行ふための準備がなされていない場合」に当たる場合を例示すると以下のとおりである。このような場合において、それが当該事業者の責に帰すべき事由以外によるものと認められ、かつ、広告商品等の取引を申し込んだ顧客に対して、広告、ピラ等において申し出た取引条件で取引する旨を告知するとともに希望する顧客に対しては遅滞なく取引に応じているときには、不当表示には当たらないものとして取り扱う。

① 当該店舗において通常は店頭展示販売されている商品について、広告商品が店頭に陳列されない場合

② 引渡しに期間を要する商品について、広告商品については当該店舗における通常の引渡し期間よりも長期を要する場合

③ 広告、ピラ等に販売数量が表示されている場合であって、その全部又は一部について取引に応じることができない場合

④ 広告、ピラ等において写真等により表示した品揃えの全部又は一部について取引に応じることができない場合

⑤ 単一の事業者が同一の広告、ピラ等においてその事業者の複数の店舗で販売する旨を申し出る場合であって、当該広告、ピラ等に掲載された店舗の一部に広告商品等を取り扱わない店舗がある場合

1—(2) 告示第一号の「取引に応じることができない場合」について

広告商品等について「取引に応じることができる場合」に当たる場合を例示すると以下のとおりである。

① 広告商品等が売却済である場合

(2) 広告商品等が処分を委託されていない他人の所有物である場合

2-(1) 告示第二号の広告商品等の供給量が「著しく限定されている」場合について

供給量が「著しく限定されている」とは、広告商品等の販売数量が予想購買数量の半数にも満たない場合をいう。

この場合において、予想購買数量は、当該店舗において、従来、同様の広告、ビラ等により同一又は類似の商品又は役務について行われた取引の申出に係る購買数量、当該広告商品等の内容、取引条件等を勘案して算定する。

(注) 商品又は役務の供給量が限定されていることにより、当該商品又は役務が著しく優良である、又はその取引条件が著しく有利であることを強調する表示を行っているにもかかわらず、実際には、限定量を超えて取引に応じる場合には、反するおそれがある。

2-(2) 告示第二号の限定の内容が「明瞭に記載されない場合」について

販売数量が著しく限定されている場合には、実際の販売数量が当該広告、ビラ等に商品名等を特定しない場合に記載されるべきである。

た上で明瞭に記載されなければならない、販売数量が限定されている旨のみが記載されているだけでは、限定の内容が明瞭に記載されているとはいえない。

例えば、「〇〇メーカー製品三割引」、「〇〇製品五割引から」等と表示した場合において実際には当該割引による販売数量が著しく限定されている商品がある場合には、当該商品を特定して販売数量を明瞭に記載する必要がある。

2-(3) 複数の店舗で販売する旨を申し出る場合について

单一の事業者が同一の広告、ビラ等においてその事業者の複数の店舗で販売する旨を申し出る場合には、原則として、各店舗毎の販売数量が明記されている必要がある。広告スペース等の事情により、各店舗毎の販売数量を明記することが困難な場合には、当該広告、ビラ等に記載された全店舗での総販売数量に併せて、店舗により販売数量が異なる旨及び全店舗のうち最も販売数量が少ない店舗における販売数量の表示が必要である。

また、高額な耐久財等について全店舗における販売数量が括管理されており、全店舗における総販売数量に達するまではいずれの店舗においても取引

する場合には、その旨の表示がなされていれば足りる。

なお、いすれの場合においても、広告した商品又は役務の取引を行わない店舗がある場合には、その店舗名が記載されている必要があり、記載されていない場合には、当該店舗において広告商品等について取引を行うための準備がなされていない場合（告示第一号）に当たる。

### 3 告示第三号の限定の内容が「明瞭に記載されていない場合」について

供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量の限定については、実際の販売日、販売時間等の販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が当該広告、ビラ等に明瞭に記載されていなければならず、これらについて限定されている旨のみが記載されているだけでは、限定の内容が明瞭に記載されているとはいえない。

### 4-(1) 告示第四号の広告商品等の「取引の成立を妨げる行為が行われる場合」について

広告商品等の「取引の成立を妨げる行為が行われる場合」に当たる場合を例示すると以下のとおりである。このような場合には、結果として広告商品等の取引に応じることがあったとしても、告示第四号

に該当する。

- ① 広告商品を顧客に対して見せない、又は広告、ビラ等に表示した役務の内容を顧客に説明することを拒む場合

- ② 広告商品等に関する難点をことさら指摘する場合
- ③ 広告商品等の取引を事実上拒否する場合

- ④ 広告商品等の購入を希望する顧客に対し当該商品等に替えて他の商品等の購入を推奨する場合において、顧客が推奨された他の商品等を購入する意思がないと表明したにもかかわらず、重ねて推奨する場合

### 4-(2) 告示第四号の「合理的理由」について

未成年者に酒類を販売しない等広告商品等を販売しないことについて合理的な理由があるときには告示第四号には該当しない。

- 第3 広告、ビラ等の表示が景品表示法第五条第一号、第二号の問題となる場合

- 1 広告、ビラ等に表示された商品又は役務の内容について、例えば、以下のような場合は、実際のもの

よりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法第五条第一号の規定に違反する。

① 実際に販売される商品が、キズ物、ハンパ物、中古品等であるにもかかわらず、その旨の表示がない場合

② 新型の商品であるかのように表示されているにもかかわらず、実際に販売される商品が旧型品である場合

③ 実際に販売される商品が特売用のものであります通常販売品と内容が異なるにもかかわらず、通常販売品であるかのように表示されている場合

2 広告、ビラ等に表示された商品又は役務の取引条件について、例えば、以下のような場合は、実際のものよりも著しく有利であると誤認されるものであり、景品表示法第五条第二号の規定に違反する。

① 実際には値引き除外品又は値引率のより小さい商品があるにもかかわらず、その旨の明瞭な記載がなく、「全店三割引」、「全商品三割引」、「〇〇メーカー製品三割引」等と表示されている場合

② 実際の販売価格が自店通常価格と変わらないにもかかわらず、自店通常価格より廉価で販売するかのように表示されている場合

③ 広告商品等の購入に際し、広告、ビラ等に表示された価格に加え、通常は費用を請求されない配送料、加工料等の付帯費用、容器・包装料、手数料等の支払を要するにもかかわらず、その内容が明瞭に記載されていない場合

④ 「閉店」、「倒産」等特売を行う特別の理由又は「直輸入」「直取引」等特に安い価格で販売することが可能となる理由が表示され、これら

の理由により特に安い価格で販売するかのよう

に表示しているにもかかわらず、実際には自店通常価格で販売を行っている場合

⑤ 二重価格表示（割引率の表示を含む。）において以下のような表示が行われている場合（「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成十二年六月三十日公表）参照）

a 比較対照価格として、実際の市価よりも高い価格が市価として用いられている場合  
b 比較対照価格として、架空の、又は既に撤廃されたメーカー希望小売価格が用いられている場合  
c 比較対照価格として、実際の自店通常価格よりも高い価格が自店通常価格として用いられている場合

---

d 自店通常価格がないときに、比較対照価

格として任意の価格が自店通常価格として  
用いられている場合

(6) 消費税、容器料等込みで設定されているメー

カー希望小売価格等を比較対照価格とする二重  
価格表示において、当該店舗における販売価格  
が消費税、容器料等抜きで記載されている場合

---

## △不動産のおとり広告▽

### ○不動産のおとり広告に関する表 示

(昭和五十五年四月十二日)  
公正取引委員会告示第十四号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第三号の規定により、不動産のおとり広告に関する表示を次のように指定し、昭和五十五年七月一日から施行する。

#### 不動産のおとり広告に関する表示

自己の供給する不動産の取引に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

- 一 取引の申出に係る不動産が存在しないため、実際には取引することができない不動産についての表示
- 二 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引の対象となり得ない不動産についての表示
- 三 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引する意思がない不動産についての表示

#### 備考

この告示で「不動産」とは、土地及び建物をいう。

### ○「不動産のおとり広告に関する表示」の運用基準

(昭和五十五年六月九日)  
事務局長通達第九号

公正取引委員会事務局長から各地方事務所長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事宛「不動産のおとり広告に関する表示」（昭和五五年公正取引委員会告示第一四号）の運用基準を次のとおり定めたので、これによられたい。

1 告示第一号の「取引の申出に係る不動産が存在しない」場合についてこれを例示すると次のとおりである。

- (1) 広告、ビラ等に表示した物件が広告、ビラ等に表示している所在地に存在しない場合
- (2) 広告、ビラ等に表示している物件が実際に販売しようとする不動産とその内容、形態、取引条件等において同一性を認めがたい場合

2 告示第二号の「実際には取引の対象となり得ない」場合についてこれを例示すると次のとおりである。

- (1) 表示した物件が売却済の不動産又は処分を委託されていない他人の不動産である場合

## 3

- (2) 表示した物件に重大な瑕疵があるため、そのままでは当該物件が取引することができないものであることが明らかな場合（当該物件に瑕疵があること及びその内容が明瞭に記載されている場合を除く。）
- 告示第三号の「実際には取引する意思がない」場合についてこれを例示すると次のとおりである。
- (1) 顧客に対し、広告、ビラ等に表示した物件に合理的な理由がないのに案内することを拒否する場合
- (2) 表示した物件に関する難点をことさらに指摘する等して当該物件の取引に応ずることなく顧客に他の物件を勧める場合

## △有料老人ホーム▽

### ○有料老人ホームに関する不当な表示

(平成十六年四月一日)  
公正取引委員会告示第三号

変更

平成一七年  
六月二九日公正取引委員会告示第二号

平成一八年三月三日公正取引委員会告示第四号  
平成一八年一月一日公正取引委員会告示第三五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第一項第三号の規定により、有料老人ホーム等に関する不当な表示を次のように指定し、平成十六年十月一日から施行する。

#### 有料老人ホームに関する不当な表示

示して設施設又は  
示して建物又は  
示しての表は

- 1 有料老人ホームの土地又は建物についての表示であつて、当該土地又は建物は当該有料老人ホームが所有しているものではないにもかかわらず、そのことが明りよう記載されていないもの
- 2 有料老人ホームの入居者の利用に供される施設又は設備についての表示であつて、当該施設又は設備が次の各号の一に該当するにもかかわらず、そのことが明りよう記載されていないもの
- 3 当該有料老人ホームが設置していない施設又は設備
- 4 有料老人ホームの設備の構造又は仕様についての表示であつて、当該設備の構造又は仕様の一部に異なるものがあるにもかかわらず、そのことが明りよう記載されていないもの
- 5 有料老人ホームの入居者の居室についての表示であつて、次の各号の一に該当することがあるにもかかわらず、そのことが明りよう記載されていないもの

用に居室の利  
ての表示い利

施設又は設備

二 当該有料老人ホームの敷地又は建物内に設置され  
ていない施設又は設備

三 入居者が利用するためには、利用するごとに費用  
を支払う必要がある施設又は設備

いビ護介  
てスサ  
の示  
に表つ  
る関  
係に  
つての  
表つ  
け方  
の医療  
機関と  
の協力  
関係に  
ついての  
表つ  
け方

- 三 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する権利が変更又は消滅すること
- 四 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、入居者が住み替え後の居室の利用に関し、追加的な費用を支払うこと
- 五 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する費用について、住み替えによる居室の構造若しくは仕様の変更又は住み替え後の居室の一人当たりの占有面積の減少に応じた調整が行われないこと
- 6 有料老人ホームにおいて、終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのようない表示であって、入居者の状態によつては、当該入居者が当該有料老人ホームにおいて終身にわたって居住し、又は介護サービスの提供を受けられない場合があるにもかかわらず、そのことが明らかに記載されていないもの
- 7 有料老人ホームと医療機関との協力関係についての表示であつて、当該協力の内容が明りょうに記載されていらないもの
- 8 有料老人ホームの入居者に提供される介護サービスについての表示であつて、有料老人ホームが当該介護

示  
ての表示  
等につい  
ての表示  
介護職員

- 9 有料老人ホームが提供する介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示であつて、当該介護サービスの内容及び費用が明りょうに記載されていないもの
- 10 有料老人ホームの介護職員等（介護職員又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）の数についての表示であつて、次の各号に掲げる数が明りょうに記載されていないもの
- 一 常勤換算方法による介護職員等の数
- 二 介護職員等が要介護者等（介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた有料老人ホームの入居者をいう。以下同じ。）以外の入居者に対し、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する場合にあつては、要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数
- 11 有料老人ホームの介護に関する資格を有する介護職員等についての表示であつて、介護に関する資格を有する介護職員等の数が常勤又は非常勤の別ごとに明りょうに記載されていないもの

12 管理費、利用料その他何らの名義をもつてするかを

問わず、有料老人ホームが入居者から支払を受ける費用（介護サービスに関する費用及び居室の利用に関する費用を除く。）についての表示であって、当該費用の内訳が明りょうに記載されていないもの

備考

1 この告示において、「有料老人ホーム」とは、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十二号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。

2 この告示において、「常勤換算方法」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。

附 則（平成一七年公正取引委員会告示第一二号）

この告示は、公布の日（平成一七年六月二九日）から施行する。

附 則（平成一八年公正取引委員会告示第四号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年公正取引委員会告示第三五号）

この告示は、公布の日から施行する。

（平成十六年六月十六日）  
事務総長通達第一二号

変更 平成一八年三月三日事務総長通達第一号  
平成一八年二月二日事務総長通達第一三号

公正取引委員会の決定に基づき、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成一六年公正取引委員会告示第三号）の運用基準を次のとおり定めたので、これによられたい。

「有料老人ホームに関する不当な表示」の運

用基準

1 告示第一項について

(1)

告示第一項の「当該土地又は建物は当該有料老人ホームが所有しているものではない」ことが明りょうに記載されていることを例示すると、以下のとおりである。

□□

① 「事業主体○○、土地所有者△△、建物所有者

② 「土地・建物の権利形態 貸借（定期借地権

契約期間○年（平成△年契約）」

(2) 告示第一項の不当表示に該当する場合を例示する

○「有料老人ホームに関する不当な表示」の運用基準

と、以下のとおりである。

- 有料老人ホームがその土地又は建物を所有していないにもかかわらず、「鉄筋コンクリート造○階建て」とのみ表示している場合

- 有料老人ホームがその土地又は建物を所有していないにもかかわらず、有料老人ホームの建物の外観の写真のみを表示している場合

## 2 告示第二項について

- (1) 告示第二項の「入居者の利用に供される施設又は設備」には、商業施設、公園、学校、図書館、美術館、博物館、病院、官公署等であって、不特定多数の者の利用に供されることが表示上明らかであるものは含まない。

- (2) 告示第二項第一号の「当該有料老人ホームが設置しているものではない施設又は設備」についての明りょうな記載には、当該施設又は設備の設置者等の具体的な名称が記載されている場合を含むものとし、これを例示すると以下のとおりである。

- ① 「写真の温水プールは△△市が設置しているもので、入居者の方も自由に利用できます。」

- ② 「写真の特別浴室は医療法人○○が経営する△△センターが設置しているものです。」

- (3) 告示第二項第二号の「当該有料老人ホームの敷地

又は建物内に設置されていない施設又は設備」について明りょうに記載されているとは、以下の事項のいずれかが記載されているものとする。

- ア 当該有料老人ホームから当該施設又は設備までの距離(例えば、「写真の○○プールは当ホームから○メートルの場所にあります。」等)

- イ 当該有料老人ホームから当該施設又は設備までの所要時間(例えば、「○○センターは当ホームから徒歩○分の場所にある△△の施設内にあります。」等)

- ウ 当該施設又は設備が当該有料老人ホームと隣接した場所に設置されている場合はその旨(例えば、「写真の特別浴室は当ホームの敷地に隣接した○○センター内にあります。」等)

## (4) 告示第二項第三号の「入居者が利用するためには、○○センター内にあります。」等)

- 告示第二項第三号の「入居者が利用するためには、利用することに費用を支払う必要がある施設又は設備」について明りょうに記載されているとは、当該施設又は設備を利用するためには、入居者は利用のたびに費用を支払う必要があることが記載されているものとし、これを例示すると以下のとおりである。

- ① 「写真の○○プールを利用するためには、一回当たり○円の費用が必要となります。」

- ② 「○○センターを利用するためには、その都度

費用が必要となります。」

3

告示第三項について  
告示第三項の「当該施設又は設備が当該特定の用途のための専用の施設又は設備として設置又は使用されていない」ということが明りょうに記載されていることを例示すると、以下のとおりである。

- (1) 「機能訓練室（教養娯楽室と共用）」  
(2) 「○○室（機能訓練実施時には機能訓練室として使用します。）」

4 告示第四項について

告示第四項の「設備の構造又は仕様についての表示」には、具体的な設備の名称を記載せずに行う「南向き」、「バリアフリー構造」、「プライバシー確保」等の表示を含む。

(2) 告示第四項の「当該設備の構造又は仕様の一部に異なるものがある」ということが明りょうに記載されいることを例示すると、以下のとおりである。

- (1) ① 「南向きの部屋 ○部屋中△部屋」  
② 「南向き居室○室（△室の居室は東向き）」  
③ 「居室Aタイプ（○○、△△付き） ○室中△室（居室Bタイプ（□室）には○○、△△が設置されていません。）」  
告示第五項について

告示第五項第一号に該当する場合に、入居者が住み替える居室が、例えば、二人以上の入居者が入居する介護居室（有料老人ホームが自ら介護サービスを提供するための専用の居室をいう。以下同じ。）である場合には、「介護居室（○人室）」等、当該居室が二人以上の入居者が入居することが記載されていなければ、「明りょうに記載されていないもの」として取り扱う。

(注) 介護サービスとは、要介護者等に提供されるものであって、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事・生活等に関する相談及び助言その他要介護者等に必要な日常生活上の世話、機能訓練並びに療養上の世話をいう（告示第六項、第八項から第一〇項まで及び第一二項において同じ。）。

5 告示第六項について

(1) 告示第六項の「終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示」に当たる場合を例示すると、以下のとおりである。

- (1) ① 「終身介護」  
② 「最後までお世話をします。」  
③ 「生涯介護」

## (4) 終身利用

- ④ 「入居一時金について追加の費用はいりません。」
- ⑤ 「介護一時金」、「健康管理費」等の表示についても、表示された名目で徴収される費用が高額なこと等とあいまって、「終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示」に該当する場合もあり得ることに留意する必要がある。

(注) 「介護一時金」、「健康管理費」等の表示についても、表示された名目で徴収される費用が高額なこと等とあいまって、「終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示」に該当する場合もあり得ることに留意する必要がある。

- (1) 協力関係にあるとする医療機関の名称及び当該協力の具体的な内容（当該協力に関する診療科目の具体的な名称を含む）  
 (例えは、「○○病院（内科） 年に○回の健康診断」等）

(2) 入居者が費用（健康保険法等に基づく医療又は療養の給付を受ける際の一部負担金を除く。）を負担する必要がある場合はその旨

## 告示第八項について

告示第八項の「有料老人ホームが当該介護サービスを提供するものではない」とことについての明りょうな記載には、例えは以下のようない記載による訪問介護等の介護サービスを利用する必要がある旨の記載

## 告示第九項について

- (1) 告示第九項の「介護保険法（平成九年法律第二三号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示」には、入居者が支払う介護サービスに関する費用であつて、介護保険法の規定に基づく保険給付（以下「介護保険給付」という。）の対象となる介護サービスの利用者負担分以外のものについての表示（例えは、「介護一時金〇円」、

7

- イ 退去又は提携施設等への住み替えを求めること  
 イ となる入居者の状態の具体的な内容  
 告示第七項について
- 告示第七項の「当該協力の内容」について明りょうに記載されているとは、以下の事項が記載されているものとする。

## 告示第九項について

- (1) 告示第九項の「介護保険法（平成九年法律第二三号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示」には、入居者が支払う介護サービスに関する費用であつて、介護保険法の規定に基づく保険給付（以下「介護保険給付」という。）の対象となる介護サービスの利用者負担分以外のものについての表示（例えは、「介護一時金〇円」、

8

「月額払介護費△円」等)を含む。

なお、告示第九項の「介護保険法(平成九年法律第一二三号)の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービス」とは、要介護者等に対する介護保険給付の対象となる介護サービス以外の介護サービスをいい、要介護者等以外の入居者(以下「自立者」という。)に対する食事の提供その他日常生活上必要なサービス(以下「生活支援サービス」という。)を含まない。

(注) 「健康管理費」等の表示であっても、当該表示とともに介護保険給付の対象とならない介護サービス又はその費用の存在を想起させる表示がなされることによって、「介護保険法(平成九年法律第一二三号)の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示」に該当する場合もあり得ることに留意する必要がある。

(2) 告示第九項の当該介護サービスの内容及び費用

が明りょうに記載されているとは、次のとおりの記載がされているものとする。

ア 有料老人ホームにおいて、介護保険給付の対象とならない介護サービスとして、要介護者等の個別的な選択により、個別的な介護サービスを提供

するとして、その費用を徴収する場合にあっては、次の(ア)及び(イ)の事項の記載

(ア) 当該個別的な介護サービスの具体的な内容

(イ) 当該費用及びその徴収方法

イ 有料老人ホーム(介護保険法の規定に基づく特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた有料老人ホームを除く。)において、介護保険給付の対象とならない介護サービスとして、上記ア以外の、個々の要介護者等ごとに必要な介護サービスを必要に応じて適宜提供するとして、その費用を徴収する場合にあっては、次の(ア)及び(イ)の事項の記載

(ア) 要介護者等の数に応じた介護職員等(上記アの介護サービスの提供に従事する介護職員等を除く。)の数(告示第一〇項第一号及び第二号の介護職員等の数の記載の例によるものとする。例えば、「要介護者等二人に対し、週〇時間換算で介護職員一人以上」等)

(イ) 当該費用及びその徴収方法

ウ なお、この場合、(ア)の介護職員等によって具体的にどのような介護サービスが提供されるのか等について表示されることが望ましい。

ア 介護保険法の規定に基づく特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた有料老人ホームにおいて、介護保険給付の対象とならない介護サービスとして、要介護者等の個別的な選択により、個別的な介護サービスを提供

て、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成一一年厚生省令第三七号。以下「居宅サービス基準」という。)第一七五条第一項第二号の規定に基づく員数よりも介護職員等の人員配置が手厚いとして介護サービスに関する費用を徴収する場合にあっては、次の(ア)から(イ)までの事項の記載

(ア) 要介護者等の人数に応じた介護職員等(上記アの介護サービスの提供に従事する介護職員等を除く。)の数(告示第一〇項第一号及び第二号の介護職員等の数の記載の例によるものとする。例えば、「要介護者等二人に対し、週〇時間換算で介護職員一人以上」等)

(イ) 当該費用及びその徴収方法  
当該費用が、当該有料老人ホームが提供する介護サービス(上記アの介護サービスを除く。)に要する費用のうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいていること。

なお、この場合、(ア)の手厚い人員配置の介護職員等によって具体的にどのような介護サービスが提供されるのか等について表示されることが望ま

しい。

(注1) 自立者と要介護者等の双方が有料老人ホームを利用できる場合において、自立者に対する生活支援サービスに関する費用と、要介護者等に対する介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する費用が明りようにつ離して表示されていない場合は、告示第九項の不当表示に該当するものとして取り扱う。これを例示すると以下の通りである。

● 要介護者等に対する介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する費用と自立者に対する生活支援サービスに関する費用を一括して、「介護費 入居時一時払 四〇〇万円」とのみ表示している場合

(注2) 上記ア及び上記イ又はウの双方の介護サービスを提供する有料老人ホームにおいて、要介護者等に対する介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する費用について、上記アに掲げる費用と上記イ又はウに掲げる費用が明りようにつ離して表示されない場合は、告示第九項の不当表

- 示に該当するものとして取り扱う。これを  
例示すると以下のとおりである。
- 要介護者等の個別的な選択による個別的な介護サービスに関する費用と居宅サービス基準第一七五条第一項第二号の規定に基づく員数よりも介護職員等の人員配置が手厚いとして徴収する費用を括して、「介護費 入居時一時払 三八〇万円 介護保険給付の対象とならない手厚い人員配置及び個別的な御希望による買物代行や外出介助のためにいただくものです。」とのみ表示している場合

(注3) 上記イ又はウについて、上記イ(ア)又は上記ウ(ア)の要介護者等の数に応じた介護職員等の数が記載されても、実際は、記載どおりの数が配置されていない場合は、告示第九項の不当表示に該当するものとして取り扱うほか、告示第一〇項の不当表示に該当するものとしても取り扱う。

(注4) 上記イについて、有料老人ホームは、具体的にどのような介護サービスが提供されるのか及び当該介護サービスの提供と徴収する費用との対応関係について、入居者等

示に該当するものとして取り扱う。これを

● 要介護者等の個別的な選択による個別的な介護サービスに関する費用と居宅サービス基準第一七五条第一項第二号の規定に基づく員数よりも介護職員等の人員配置が手厚いとして徴収する費用を括して、「介護費 入居時一時払 三八〇万円 介護保険給付の対象とならない手厚い人員配置及び個別的な御希望による買物代行や外出介助のためにいただくものです。」とのみ表示している場合

(注5) 上記ウについて、上記ウ(ア)の当該費用の積算根拠は、当該有料老人ホームが提供する介護サービス（上記アの介護サービスを除く。）に要する費用のうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入によつて賄えない額に充当するものとして、介護必要期間、職員配置等を勘案した、表示された時点における合理的な根拠により積算されたものである必要がある。

なお、上記ウ(ア)の記載については、当該費用が、当該有料老人ホームが提供する介護サービス（上記アの介護サービスを除く。）に要する費用のうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入によつて賄えな

に対する具体的な説明が必要がある。

仮に、有料老人ホームが当該費用の全部又は一部を、介護サービスの提供に要する費用以外の費用に充当することとしている場合には、当該費用は、介護保険給付の対象とならない介護サービスの提供に充当されるものとは認められないものであり、告示第九項の不当表示に該当するものとして取り扱う。

い額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいているとの概括的な記載によることが可能であるが、当該有料老人ホームは、入居者等に対して、当該費用が合理的な積算根拠に基づいていることを具体的に説明する必要がある。

仮に、上記ウ(ウ)の記載がされていても、

実際は、当該積算根拠が、当該有料老人ホームが提供する介護サービス（上記アの介護サービスを除く。）に要する費用のうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって貯えない額に充当するものとして合理的なものとは認められない場合には、告示第九項の不当表示に該当するものとして取り扱う。

#### 10 告示第一〇項について

- (1) 告示第一〇項の「介護職員等（介護職員又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）の数についての表示」には、「多數」、「多くの」、「十分な」、「充実の」等具体的な数値を明示せずにを行う表示を含む。
- (2) 告示第一〇項第一号の「常勤換算方法による介護職員等の数」又は第二号の「要介護者等に介護サー

ビスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数」が明りょうに記載されているとは、以下の事項が記載されているものとする。

ア 当該有料老人ホームにおいて常勤の介護職員等が勤務することとされている時間数  
イ 告示第一〇項第一号においては常勤換算方法による介護職員等の数

ウ 告示第一〇項第二号においては要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数

これを例示すると以下のとおりである。

- ① 「週〇時間換算で△人（うち要介護者等対応□人）」
- ② 「△人 うち要介護者等対応□人（週〇時間換算）」

（注）事務員、調理員、営繕職員、警備員、有料老人ホームの施設内等に設置されている医療機関

- に勤務する看護師等有料老人ホームの介護職員等に該当しない職員の数を介護職員等の数に加算して表示することは、告示第一〇項の不当表示に該当するものとして取り扱う。
- 告示第一〇項第三号の「夜間における最少の介護職員等の数」について明りょうに記載されていると

は、以下の事項が記載されているものとする。

ア 宿直時間帯における最少の介護職員及び看護職員の数

イ 当該有料老人ホームにおいて設定した宿直時間帯

これを例示すると、以下のとおりである。

① 「夜間（○時～翌△時）最少時の介護・看護職員数●人（介護職員▲人、看護職員■人）」

② 「夜間最少時の介護職員数▲人・看護職員数■人（夜間は○時から翌△時までの時間帯）」

### 11 告示第一項について

(1) 告示第一項の「介護に関する資格」とは、法令

に基づく介護に関する資格（例えば、介護福祉士、訪問介護員、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等）をいう。

(2) 告示第一項の「介護に関する資格を有する介護職員等の数が常勤又は非常勤の別ごとに」明りよう

に記載されていることを例示すると、以下のとおりである。

① 「〇〇土〇人（常勤職員△人、非常勤職員■人）」  
② 「常勤の〇〇土△人、非常勤の〇〇土□人」

告示第二項について  
告示第二項の「当該費用の内訳」が明りよう記載されていなければ、それぞれ「明りよう記載されて

載されているとは、「管理費」、「利用料」等その名称から一般消費者が当該費用の使途を直ちに判別することが困難であるような名目により包括的に入居者から支払を受ける費用について、その内訳となる費目が明りよう記載されているものとする（例えば、「管理費の使途は、事務・管理部門の人件費、自立者に対する生活支援サービス提供のための人件費及び共用施設の維持管理費です。」等）。ただし、仮に、当該有料老人ホームにおいて、当該費用が上記費用の内訳として記載した費目どおりに使用することとされていない場合には、告示第二項の不当表示に該当するものとして取り扱う。

また、有料老人ホームにおいて、入居者の選択に基づく個別のサービス提供に対して入居者から支払を受ける費用がある場合には、上記費用に含まれるものと一般消費者に誤認されるおそれのないよう、当該個別のサービスの内容等についても、明りよう記載されている必要がある。

### 13 「明りよう記載されて」いることについて

(1) 告示各項において「記載されて」とする事項については、告示各項に掲げる表示に近接した箇所に、高齢者にも分かりやすく、目立つように記載されていなければ、それぞれ「明りよう記載されて

### 12

告示第一二項について  
告示第一二項の「当該費用の内訳」が明りよう記載されていなければ、それぞれ「明りよう記載されて

### 13 「明りよう記載されて」いることについて

(1) 告示各項において「記載されて」とする事項については、告示各項に掲げる表示に近接した箇所に、高齢者にも分かりやすく、目立つように記載されていなければ、それぞれ「明りよう記載されて

いなもの」として取り扱う。

また、告示各項に掲げる表示が絵、写真等文字以外による表示である場合には、告示各項において「記載されて」いるとする事項が、当該文字以外による表示に近接した箇所に、高齢者にも分かりやすく、目立つように記載されなければ、それぞれ「明りょうに記載されていないもの」として取り扱う。

なお、告示各項に掲げる表示が、同一の広告媒体において二箇所以上に表示されている場合は、「そのうちでもっとも目立つものに近接した箇所に、告示各項において「記載されて」いるとする事項が、高齢者にも分かりやすく、目立つように記載されれば、告示各項の不当表示に該当するとするものではない。

- (2) 告示各項に「記載されて」いるとする事項が、告示各項に掲げる表示に近接した箇所に、高齢者にも分かりやすく、目立つように記載されていても、記載されている内容が事実と異なる場合には、原則として、告示各項の不当表示に該当するものとして取り扱う。
- (注) 広告媒体の制限により、告示各項において「記載されて」いるとする事項を告示各項に掲げる表示に近接した箇所にすべて記載することができな

い場合であっても、告示各項に掲げる表示の近接した箇所に、告示各項において「記載されて」いるとする事項の要点を高齢者にも分かりやすく、目立つように記載した上、当該事項の詳細を、当該媒体の他の箇所等に見やすいように記載する必要がある。

附則（平成一八年事務総長通達第一号）

この通達は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年事務総長通達第二三号）

この通達は、平成一八年一〇月一二日から施行する。

## ○有料老人ホームの表示の適正化について（要望）

（平成五年十一月二十二日）  
（公取監第二二三四号）

公正取引委員会事務局取引部長から社団法人全国有料老人ホーム協会理事長宛

（原文横書き）

### 1

近時有料老人ホームの表示について各方面からの指摘があり、また、今後高齢化に伴いその一層の適正化が国民生活において重要となることから、当委員会は、有料老人ホームの表示について調査を行いました。

(1) その結果、貴協会の一部の会員がパンフレット等に次のような表示を行っている事が認められたことから、このような表示は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第四条第一号又は第二号の規定に違反するおそれがあるとして、当該会員に対しかかる表示を是正するよう警告しました。

ア 当該施設内において重度の介護まで実施できるかのように表示しているが、実際には、

- ① 入居者に重度の介護までは提供できない。
- ② 入居者に重度の介護が必要となつた場合は、入居者による費用負担により付添人を付け必要がある。
- ③ 必要に応じて、入居者を提携施設に移し、介護を実施している。

ものである。

イ 二四時間体制の介護を実施しているかのように表示しているが、実際には、夜間の介護が必要になつた場合には、入居者を当該施設に付属して設置されている診療所へ入院させて介護を実施している。

### 2

#### (2)

ウ 材料費、消耗品費、交通費、医療費等以外の介護費用は入居金に含まれているかのように表示しているが、実際には、介護に当たつて特別の介護室に移した場合には、別途追加費用を徴収している。

エ また、医療機関等との提携、協力関係等があるかのように表示している例が見られましたが、実際には單に入院、通院等の実績があるにすぎないときは、このような表示は、景品表示法に違反するおそれがあります。

貴協会におかれでは、かねてから会員が行う広告表

示の適正化に努められているところですが、上記1の  
ような表示例もあることを参酌し、パンフレット等に  
おいて表示しなければならない事項を定めること等を  
含め、有料老人ホームに関する表示の適正化に一層努  
めるとともに、貴協会傘下の会員に対する指導その他  
所要の措置を講じられるよう要望します。